

上天草市

第3期教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)



上天草市教育委員会
令和3年3月

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1

第2章 計画の基本理念

1	基本理念	2
2	重点目標	2
3	施策の基本方針	3

第3章 施策の展開

1	上天草市第3期教育振興基本計画体系	4
2	施策の展開	6

<学校教育の充実>

基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

1-1	豊かな心の育成	6
1-1-1	(1) ふるさとを大切にする心の育成	6
1-1-2	(2) 道徳性や人権感覚の醸成	7
1-1-3	(3) いじめ・不登校問題の未然防止と早期解決	8
1-2	確かな学力の育成	
1-2-1	(1) 時代の変化や教育のニーズに対応した教育の推進	9
1-2-2	(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・ 判断力・表現力の育成	11
1-2-3	(3) 特別支援教育の推進	12
1-3	健康で安全な生活のできる資質や能力の育成	13
1-3-1	(1) 子どもの体力向上を図る取組の推進	13
1-3-2	(2) 学校給食の充実と食育の推進	14
1-3-3	(3) 児童生徒の安全確保対策の推進	15

基本方針2 学びを支える教育環境の充実

2-1	学習指導体制の整備	17
2-1-1	(1) 教職員の資質と指導力の向上	17
2-1-2	(2) 働き方改革の推進	18

2-2	教育環境の充実	19
2-2-(1)	学校施設等の整備・充実	19
2-2-(2)	教育の機会均等の確保	20
2-3	家庭・地域・学校の協力体制の充実	21
2-3-(1)	学校と家庭や地域をつなぐ取組の充実	21

<生涯学習の充実と地域文化・スポーツ文化の振興>

基本方針3 生涯学習の推進による地域の活性化

3-1	生涯学習の充実	23
3-1-(1)	生涯学習の推進	23
3-1-(2)	人権教育の推進	24

基本方針4 個性豊かな地域文化の振興

4-1	地域文化の振興	26
4-1-(1)	文化芸術活動の促進	26
4-1-(2)	歴史資産の調査・研究・保存・発信	26

基本方針5 スポーツ文化の振興による地域の活性化

5-1	スポーツ機会の充実	28
5-1-(1)	スポーツ活動の推進	28
5-1-(2)	スポーツ施設の活用と整備	29

第4章 計画の推進

1	関係機関等との連携・協力	30
2	計画の進捗管理	30
3	計画の見直し	30

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

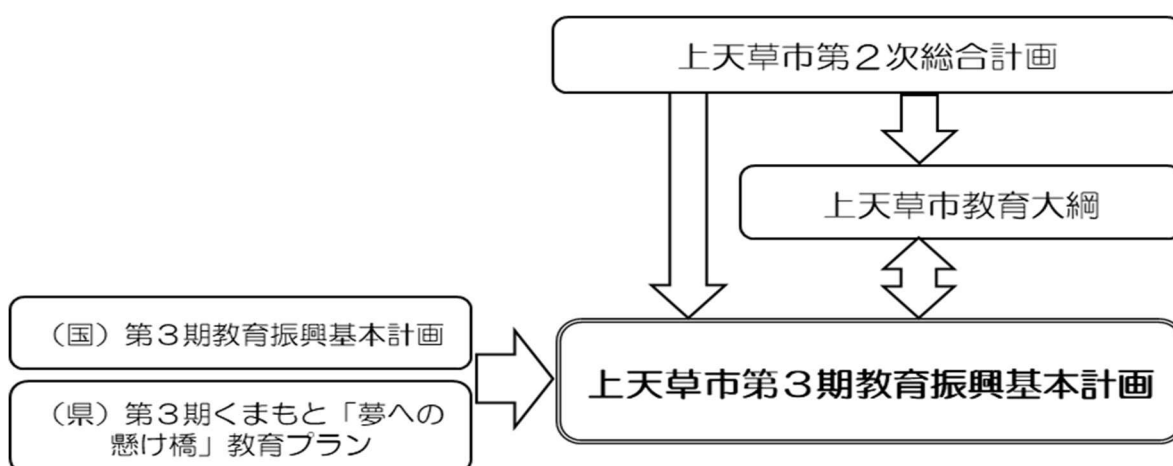
近年、教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められ、平成20年に、国において、教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」を策定し、平成30年には「第3期教育振興基本計画」を策定しています。

この教育基本計画については、地方公共団体においても、国の教育基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

上天草市教育委員会では、国及び県の教育振興基本計画を踏まえ、平成23年に「上天草市教育振興基本計画」、平成28年に「上天草市第2期教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、本市教育の振興を図ってきましたが、第2期計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、新たに「上天草市第3期教育振興基本計画」を策定するものであり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化や現下の教育課題に対応するため、今後5年間の教育の目指すべき方向性や取り組むべき施策について定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、平成26年に策定した「上天草市第2次総合計画」及び平成29年に策定した「上天草市教育大綱」と整合性を図りながら、本市の教育の振興を図るために定められた基本的な計画です。



3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本理念

1 基本理念

ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり

本市では、人口減少は喫緊の課題であることから、地域経済の活力を高め産業を活性化させ、雇用拡大による定住人口の増加を目指すこととし、地方創生の実現に向けた様々な施策を展開しています。

このような取組において、地域経済の発展や地域社会の活性化を図るためには、その活動を担う人材の確保と人材育成は特に重要な要素であり、これには、教育の果たす役割が大きく影響することから、さらなる教育の充実を図る必要があると考えています。

また、人生100年時代を迎え、一人ひとりが活躍し、ふるさとに誇りを持ちながら豊かに安心して暮らせる社会を実現するため、今一度「ふるさと」への愛着と誇りを育む取組が求められています。

そこで、本計画では、「ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり」を基本理念として掲げ、学校・家庭・地域・行政が一体となって、基本理念の実現を目指します。

2 重点目標

(1) 次世代を担う人材の育成

上天草市の未来を担う子どもたちの生きる力と上天草を愛する心を育み、郷土に誇りを持ち、社会をたくましく生き抜く人材を育成します。

(2) 自ら学び明日を拓く地域に根付いた生涯学習の実現

市民一人ひとりが生涯にわたり、文化芸術活動やスポーツ活動等に取り組み、学びの循環を積み重ね、より深めながら市民同志が協働で地域に根付いた学習の成果を活用するために生涯学習を推進し、地域活性化に結び付けるよう努めます。

3 施策の基本方針

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

豊かな心とたくましい体を育成するとともに、教職員の指導力の向上に取り組み、学力の充実、道徳教育及び人権教育などを推進します。

また、グローバル化に対応した教育と、上天草を愛する子どもを育成するための郷土学習等を推進します。さらに、保育園及び小中高教育の連携を図ります。

(2) 学びを支える教育環境の充実

学校規模の適正化及び学校施設等の整備を推進するとともに、不登校や経済的な制約、障がい等を有する等様々な課題を抱える者に対する支援を行います。

また、学校・家庭・地域との連携を深め教育力の充実に努めます。

(3) 生涯学習の推進による地域の活性化

社会が変容する中、市民一人ひとりが自己実現を目指し、生涯にわたって学ぶことにより、生きがいと豊かな心を持てるよう、学習機会の提供と学びによる成果を活かす機会を創出するとともに、これらの活動を地域社会に活かせる仕組みを構築し、地域の活性化を図ります。

(4) 個性豊かな地域文化の振興

市民共有の財産である伝統文化や芸術文化の継承活動を支援し、文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化財の適正な保全活動に努めるなど、次世代に継承する環境を整備し、文化財等の活用による地域づくりを推進します。

(5) スポーツ文化の振興による地域の活性化

多くの市民が、安心・安全にスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供するとともに、地域スポーツ及び学校部活動等の競技力向上のため、スポーツ指導者等の育成を強化します。

また、地域の活性化を図るため、体育施設を有効活用した各種大会やスポーツ合宿等の誘致を推進します。

第3章 施策の展開

1 上天草市第3期教育振興基本計画体系

計画の基本理念を実現するため、5つの基本方針を基に、9の基本施策と20の施策並びに65の主な取組を設定します。

【学校教育の充実】

基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実		
基本施策	施策	主な取組
1 豊かな心の育成	(1) ふるさとを大切にする心の育成	①郷土愛を育む取組の推進 ②総合的な学習の時間やキャリア教育と関連させた取組の推進
	(2) 道徳性や人権感覚の醸成	①道徳教育の充実 ②人権教育の推進 ③生徒指導体制の確立 ④家庭や地域ぐるみでの規範意識の醸成 ⑤地域の特色を生かした体験活動の推進
	(3) いじめ・不登校問題の未然防止と早期解決	①いじめ問題の解決 ②不登校の未然防止と早期解決 ③自立支援相談員とSSWIによる相談体制の充実 ④楽しく登校できる学校・学級づくり ⑤自己肯定感・自己有用感の育成
2 確かな学力の育成	(1) 時代の変化や教育のニーズに対応した教育の推進	①情報活用能力を育てる教育の充実 ②外国語教育の充実 ③キャリア教育・起業家教育の充実 ④生きる力推進事業及び研究推進校の取組の充実
	(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成	①基礎的・基本的な知識・技能の習得 ②思考力・判断力・表現力の育成 ③主体的に学習に取り組む態度の育成 ④学習習慣の形成 ⑤読書活動の推進
	(3) 特別支援教育の推進	①支援体制の確立 ②学校における支援体制の確立 ③専門性の向上
3 健康で安全な生活のできる資質や能力の育成	(1) 子どもの体力向上を図る取組の推進	①学校体育の充実 ②学校保健の充実 ③部活動の充実
	(2) 学校給食の充実と食育の推進	①学校給食の充実 ②食育の推進
	(3) 児童生徒の安全確保対策の推進	①防災教育の充実 ②防犯・交通安全教育の充実 ③通学路の安全対策の推進

基本方針2 学びを支える教育環境の充実

基本施策		施策		主な取組
1	学習指導体制の整備	(1)	教職員の資質と指導力の向上	①各種研修会の充実 ②修養に関する校内研修の充実 ③学校訪問・経営訪問の充実 ④学校教育指導員による指導
		(2)	働き方改革の推進	①勤務時間の適正な管理 ②学校訪問や経営訪問、ヒアリングの充実 ③働き方改革の推進
2	教育環境の充実	(1)	学校施設等の整備・充実	①安全で快適な学校づくり ②学校のICT環境の整備 ③学校図書の充実 ④学校規模適正化の推進
		(2)	教育の機会均等の確保	①安心して学習できる環境づくり
3	家庭・地域・学校の協力体制の充実	(1)	学校と家庭や地域をつなぐ取組の充実	①保・小・中・高連携の推進 ②学校評価の充実 ③学校運営協議会の体制づくりと取組の充実 ④地域の教育資源の活用 ⑤あいさつ運動の推進

【生涯学習の充実と地域文化・スポーツ文化の振興】

基本方針3 生涯学習の推進による地域の活性化

基本施策		施策		主な取組
1	生涯学習の充実	(1)	生涯学習の推進	①家庭教育の推進 ②青少年健全育成の推進 ③地域学校協働活動の推進 ④公民館や市立図書館の充実 ⑤社会教育施設の整備
		(2)	人権教育の推進	①人権講演会の実施 ②人権講話（出前講座）の実施

基本方針4 個性豊かな地域文化の振興

基本施策		施策		主な取組
1	地域文化の振興	(1)	文化芸術活動の促進	①芸術文化公演等に触れる機会の提供 ②芸術文化活動の支援
		(2)	歴史資産の調査・研究・保存・発信	①地域の歴史や文化財の調査・研究・保存 ②地域の歴史や文化財の情報発信・活用

基本方針5 スポーツ文化の振興による地域の活性化

基本施策		施策		主な取組
1	スポーツ機会の充実	(1)	スポーツ活動の推進	①スポーツの普及と推進 ②子どものスポーツ人口の拡大と体力向上 ③体育協会等と連携した競技スポーツの推進
		(2)	スポーツ施設の活用と整備	①スポーツ施設の利用拡大 ②スポーツ施設の整備

2 施策の展開

【学校教育の充実】

基本方針 1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

1-1 豊かな心の育成

1-1-1 ふるさとを大切にする心の育成

【現状と課題】

本市の人口はこの10年で5,000人以上減少しています。特に年齢階層別では年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。このまま推移すると、地域コミュニティを支える若者、労働力の減少が懸念されます。そこで、本市の将来を担う児童生徒に、ふるさと上天草市の歴史、文化、伝統、そして、産業や特産品等についてよく知り、その良さを感じるとともに課題について考え、ふるさとを大切にしていこうとする姿勢・地元愛を醸成することが重要です。これまで、市独自の資料や総合的な学習の時間を活用し、ふるさと上天草市について学び、ふるさとを誇りに思い、大切にする心を育てる取組を行ってきましたが、今後も継続した取組を推進する必要があります。

【主な取組】

① 郷土愛を育む取組の推進

郷土に対する理解や愛着を深める取組を推進します。

（取組内容）

- ・社会科の副読本「わたしたちの上天草市」（小学校3、4年生対象）、道徳科の副読本「だいすき上天草市」など、市で作成した各種資料を学校教育に活用します。

② 総合的な学習の時間やキャリア教育と関連させた取組の推進

総合的な学習の時間やキャリア教育（起業家教育）において、ふるさとに関する学習を推進します。

（取組内容）

- ・地域の歴史や伝統文化、産業、特産物等について調べ、ふるさとの良さや課題を知り、生の声を聞いたり、体験活動を行ったりする機会を増やせるよう地域の人材や事業所等の活用を推進します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	「ふるさと（上天草市）の良さや課題が言える」と回答した児童生徒の割合	良さ：88%（中2） 課題：63%（中2）	良さ：95% 課題：95%
(2)	将来ふるさと（上天草市）の役に立ちたいと回答した児童生徒の割合	64%（中2）	90%

1-1-(2) 道徳性や人権感覚の醸成

【現状と課題】

昨今の急速な情報化や国際化、人々の価値観の変化などにより、新たな人権課題が発生し、いじめや問題行動についても、その形態や背景が複雑化・多様化する傾向にあります。

そのような中、自分も周りの人も大切にすることを育てることや、多様性を認め合い、人権問題を自分のこととして捉えるとともに、その解決に向けて主体的に取り組む子どもを育てることが求められています。

また、豊かな心を育成していくうえで、それを支えるのは学校と家庭と地域です。この三者が「豊かな心を育成する」という同じ方向を向いて、共に連携・協力していくことが何よりも大切です。様々な体験活動を通じて、人や自然との関わりの中で社会が形成されていることを正しく理解し、児童生徒と教職員が共に学び、共に成長できるよう、道徳教育・人権教育の充実を図ることが大切であると考えます。

【主な取組】

① 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して道徳教育が行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。

(取組内容)

- ・道徳教育推進教師研修会や教職員指導力向上推進事業を通じて、道徳教育の充実を図ります。
- ・家庭や地域との共通理解を図るために、授業参観等で道徳科の授業公開を推進します。

② 人権教育の推進

人権教育の推進を行い、お互いの人権を大切にすることを養います。

(取組内容)

- ・校長を中心とした推進体制の確立を図り、人権尊重の視点に立った教育を推進します。
- ・児童生徒が人権やいじめに関する標語及びポスターを作成し、各学校で、人権尊重の意識を高める取組や環境づくりを行うとともに、公共施設での作品等の掲示を通して、地域が一体となった取組を行います。

③ 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立を行うことで、学校総体としての取組を図ります。

(取組内容)

- ・各学校の実態に応じた生徒指導体制づくりに努めます。
- ・地域学校等警察連絡協議会との連携による学校代表者会を実施するとともに、各学校の指導体制の充実につながる取組を行います。
- ・「スクール・サポーター」を効果的に活用し、児童生徒の問題行動等に対応し、落ち着いた学校づくりに取り組みます。

④ 家庭や地域ぐるみでの規範意識の醸成

コミュニティ・スクールの充実を図り、家庭や地域ぐるみで規範意識を育成する取組を行います。

(取組内容)

- ・各学校の児童会・生徒会を中心に、あいさつ運動（笑顔の花プロジェクト）やSBP（スクール・ビューティー・プロジェクト）を実施するとともに、学校での取組を広報等により、家庭や地域に紹介します。
- ・児童会や生徒会担当者会議を開催するとともに、「上天草市子どもサミット」の充実に努めます。

⑤ 地域の特色を生かした体験活動の推進

自然とのふれあいや様々な人々との交流、職場体験など、地域の特色を活かした学校教育の充実を図ります。

(取組内容)

- ・様々な教育活動の場において、地域の方の協力を得ながら、地域の自然環境や人材を活かした取組や体験活動を実施します。

1-1-(3) いじめ・不登校問題の未然防止と早期解決

【現状と課題】

令和元年度の「熊本県公立学校心のアンケート」調査では、本市において259人（小学校228人、中学校31人）が今の学年になって、「いじめられたことがある」と答えています。近年、特に問題になっている「ネット上でのいじめ」の例に象徴されるとおり、いじめの多くが大人の目には見えにくい形で行われており、十分な形で認知できているかどうかについて常に問い直して行く必要があります。いじめの根絶に向けて、適切な方法での実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための取組を継続的に進めることが肝要です。

また、年間欠席日数が30日以上の不登校児童生徒数は、年度によって差が見られますが、ここ数年増加傾向にあります。不登校児童生徒の学校復帰に向けての取組を充実させるとともに、児童生徒の欠席の状況や要因を見極めて、不登校につながらない取組や早期の対応を図っていく必要があります。

【主な取組】

① いじめ問題の解決

いじめ問題の早期発見と、早期対応、早期解決に努めます。

(取組内容)

- ・上天草市学校いじめ防止基本方針における取組の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見、早期対応の学校体制づくりを推進します。
- ・上天草市学校いじめ防止基本方針に基づき、上天草市いじめ問題対策連絡協議会、上天草市いじめ問題専門委員会を開催し、学校、家庭、地域及びその他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努めます。

② 不登校の未然防止と早期解決

不登校児童生徒の未然防止及び早期解消に努めます。

(取組内容)

- ・各学校で不登校対策委員会を設置し、未然防止と早期解消の取組を推進します。

③ 自立支援相談員とSSWによる相談体制の充実

自立支援相談員とSSW（スクールソーシャルワーカー）による相談体制を充実させます。

(取組内容)

- ・自立支援相談員とSSWを配置し、学校や保護者と連携していじめや不登校の相談活動を行い、解消に努めます。

④ 楽しく登校できる学校・学級づくり

児童生徒が楽しく登校できる学校・学級づくりに努めます。

(取組内容)

- ・児童生徒の豊かな心や人間関係づくりを進める取組の充実を推進します。
- ・教職員と児童生徒の信頼関係づくりを推進します。

⑤ 自己肯定感・自己有用感の育成

自己肯定感・自己有用感を高める取組を推進します。

(取組内容)

- ・道徳科の授業づくりをはじめとする道徳教育に関する研修を行い、自己肯定感・自己有用感を育てる協同的な学びの実現を目指します。
- ・各学校において、地域の実情に応じた自然体験活動や集団宿泊体験等の体験活動を行います。
- ・各学校と地域の連携・協働による土曜日等の学習・体験活動を行います。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	「いじめられたことを誰かに話した結果、いじめはなくなった」と回答した児童生徒の割合 ※自分で解決できる回答した児童生徒は除く (熊本県立公立学校心のアンケート調査)	小学校 77.0% 中学校 82.8%	小学校 100% 中学校 100%

1-2 確かな学力の育成

1-2-1 時代の変化や教育のニーズに対応した教育の推進

【現状と課題】

AI（人工知能）やビッグデータ、IoT（モノのインターネット）等の先端技術が高度化し、あらゆる社会生活の中で取り入れられる「超スマート社会」とも言われる Society5.0 の到来に向け、情報機器の取扱いや多くの情報を取捨選択し効果的に使える情報活用能力の育成は不可欠です。

また、輸送・交通手段の発達や情報通信技術の進展により、人や物、そして情報や文化があらゆる分野で国境を越えて行き交うグローバル化が進んでいる今、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深めるとともに、他国の文化を尊重し理解を深め、国際社会に対応できる人材の育成も重要です。

さらに、将来を担う子どもたちが国際社会の一員として活躍できるよう、2030年に向けた国際社会全体の行動計画で設定されたSDGs（持続可能な目標）を実現すべく、持続可能な未来社会の創造に向け、SDGsとの関係性を意識した教育活動を進めることが求められています。

そのため、小学校低学年からのICT（情報通信技術）機器の活用や英語教育の取組、また、自らの未来を切り拓き社会に貢献できる人材育成を目指したキャリア教育や起業家教育の充実、さらに、確かな学力と豊かな人間性、健康・体力等、変化の激しいこれからの社会を生きる力・生き抜く力を育む教育を、これからも重点的に進めていくことが必要です。

【主な取組】

① 情報活用能力を育てる教育の充実

ICT機器を活用し、情報化社会の様々な変化に主体的に対応できる基礎的な資質・能力を育むため、プログラミング的思考や情報セキュリティをはじめとする情報モラルを含む情報処理能力を育成する教育の充実を図ります。

（取組内容）

- ・天草管内で作成する各教科年間指導計画に情報活用能力を育成する活動を計画的に配置します。
- ・基本的なスキルも含めた情報活用能力の育成に関する成果や課題を抽出し、共有・改善するシステムを構築します。
- ・研修会や講演会を開催し、各教員が情報活用能力の捉え方や他校の実践例について学ぶ機会を設けます。

② 外国語教育の充実

児童生徒の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図ります。

（取組内容）

- ・小学校1・2年生を対象にした英語活動（E-Friends School）を実施し、外国の文化に触れたり、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませたりして、小学校3・4年の外国語活動や小学校5・6年生及び中学校での外国語学習への橋渡しを行います。
- ・小中学校にALT（英語指導助手）を派遣し、ネイティブスピーカーとしての専門性を生かした授業を展開します。
- ・外部検定試験の受験料を補助することにより、受験機会を増やし、目標をもって英語の学習に取り組むことができるような環境を整えます。

③ キャリア教育・起業家教育の充実

地域について学び、地域の中で地域の人と活動することを通して、地元愛を醸成するとともに、自らの未来を切り拓く社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力や態度を育成するキャリア教育・起業家教育を推進します。

（取組内容）

- ・地域人材や地元企業等を活用した体験活動を推進します。
- ・チャレンジ精神や創造性、未来を切り拓く力、また、表現力やコミュニケーション能力、情報活用力、課題解決能力につながる起業家的資質・能力の育成を意識した起業家教育に取り組みます。
- ・「キャリア・パスポート」等を活用し、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図ります。

④ 生きる力推進事業及び研究推進校の取組の充実

「生きる力」の基盤となる「確かな学力」の定着に向けた作業部会を設け、充実を図ります。また、研究推進校を設け、その研究の成果を市内外に発表していきます。

（取組内容）

- ・「確かな学力」の育成に向け、「学習規律部会」、「授業づくり部会」、「学習調査活用部会」等の部会をつくり、その取組を市内各校へ発信し、市内全校での共通理解、共通実践により、「学力の向上」を図ります。
- ・研究推進校を、毎年2校ずつ指定し、学力充実に向けた研究の成果を毎年発表しながら、市内の学校へ発信し、市全体の学力の向上を目指します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	「授業にICTを活用して指導することができる」と回答した教師の割合	90.2%	100%
(2)	英検3級以上相当の割合	22%（中3）	50%（中3）
(3)	「問題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」と回答した児童生徒の割合	76.9%（小学生） 70.8%（中学生）	90%（小学生） 85%（中学生）

1-2-(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成

【現状と課題】

本市児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均や県平均を下回っている状況にあります。特に、中学校においてはその傾向が顕著にみられ、昨年度の課題が解決されないまま課題として残っている現状があります。

また、本市児童生徒の家庭学習の時間について、児童生徒質問紙調査の結果を見ると、全国平均や県平均を全体的に下回っている状況があり、家庭学習習慣の定着と家庭学習の量と質の向上をどのように図っていくかについては課題となっています。

【主な取組】

① 基礎的・基本的な知識・技能の習得

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る取組に努めます。

（取組内容）

- ・上天草市の全小・中学生を対象とした基礎学力アップテストの実施やICT機器を活用したドリル学習ソフト等による個別学習の充実を図ります。

② 思考力・判断力・表現力の育成

思考力・判断力・表現力を育成するための学習指導に努めます。

（取組内容）

- ・生きる力（学力向上）推進モデル校の設置、教職員指導力向上推進事業、校内研修推進事業、学力充実担当者研修会等を実施し、思考力・判断力・表現力を育成するための指導の充実を図ります。

③ 主体的に学習に取り組む態度の育成

主体的に学習に取り組む態度を養うように努めます。

（取組内容）

- ・児童生徒による主体的な「学び合い」、「話し合い」を重視した授業となるよう教職員の指導力向上に係る個別指導の充実を図ります。

④ 学習習慣の形成

学習の構えや家庭学習の習慣が定着するように努めます。

(取組内容)

- 各中学校区の小中連携を行い、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した学びの姿や家庭学習の方法、学習ルールや授業スタイルなどについて共有を図ります。

⑤ 読書活動の推進

読書活動の推進を図ります。

(取組内容)

- 子どもたちが読書に親しみ、読書習慣を身に付けられるように朝読書をはじめとする読書活動を推進します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	全国学力・学習状況調査の 全国平均正答率を上回る 項目数 (※調査対象：小6、中3)	小学校 1 / 2項目で全 国平均正答率を上回る 中学校 0 / 3項目で全 国平均正答率を上回る	小・中学校ともに全項 目で全国平均正答率を 上回る

1-2-(3) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成19年度学校教育法が改正され法的に位置付けられたものです。

本市では、現在、24学級、68人（令和2年度）の児童生徒が、その特性に応じた特別支援学級において指導を受けており、子どもたちが抱える様々な障がいに対して、具体的な支援を行い、その能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実は不可欠で、本市の将来にとって重要な意味を持っているものです。

また、本市における特別支援学級の児童生徒や通常学級在籍の児童生徒で発達障がいを持つ可能性がある子どもは、増加傾向にあることから特別支援に関する教育の専門性の向上が必要です。

【主な取組】

① 支援体制の確立

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の確立を図ります。

(取組内容)

- 上天草市特別支援教育総合事業実施要領を策定し、上天草市特別支援連携協議会と連携するとともに、巡回相談の積極的な活用を推進します。
- 教育支援委員会による就学支援及びその後の一貫した支援を推進します。

- ・特別支援学級及び通常学級において、特別な事情又は特別な支援等が必要な場合、その学校に対し特別支援教育補助員や看護師の配置を行います。

② 学校における支援体制の確立

地区（ブロック）にリーダー特別支援教育コーディネーターを配置し、学校における支援体制の確立を図ります。

（取組内容）

- ・地区のリーダー特別支援教育コーディネーターによる学校支援を推進し、校内委員会の定期的な開催等支援体制の整備を図ります。
- ・各学校の校内研修の充実を図ります。
- ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を図ります。
- ・就学移行支援の取組の充実を図ります。

③ 教育の専門性の向上

教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

（取組内容）

- ・地区の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、その専門性の向上を図ります。
- ・各地区（ブロック）の研修会の内容の充実を図ります。

1-3 健康で安全な生活のできる資質や能力の育成

1-3-（1）子どもの体力向上を図る取組の推進

【現状と課題】

小学校及び中学校の学習指導要領総則第1の2（3）において「学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達段階を考慮して、学校の活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。」と示されています。

本市においてはこれまで、児童生徒の健康や体力・運動能力の向上について、学校の教育活動全体を通じて取り組んできました。令和元年度の全国体力・運動能力調査で、本市における体力水準は、小学校男女で全国平均を上回り、中学校男女で全国平均を下回る結果となりました。しかしながら、全国平均を上回っている小学校でも、部活動の社会体育移行に伴い、体を動かす運動や遊びの機会が少なくなっており、児童の体力の低下が懸念されています。そこで、学校生活の中で運動をする機会の充実を図ることが必要となります。

【主な取組】

① 学校体育の充実

学校体育の充実を目指した授業づくりを推進します。

（取組内容）

- ・運動の楽しさや喜びを感じることができる授業づくりの支援を行います。

② 学校保健の充実

健康の保持増進に必要な資質・能力、実践力の育成及び日頃からの健康づくりに対

する啓発に努めます。

(取組内容)

- ・健康な生活を送る資質・能力、実践力を育む指導を推進します。
- ・健康診断を実施し、病気の早期発見や治療に向けての啓発を行います。
- ・フッ化物洗口を実施し、う歯の予防及び治療を推進します。

③ 部活動の充実

中学校における運動部活動の充実に努めます。

(取組内容)

- ・学校や地域の特色を活かした魅力ある運動部活動を推進します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	全国体力・運動能力調査の平均値 (※調査対象：小5、中2)	小学校（男女） 全国平均を上回る 中学校（男女） 全国平均を下回る	小・中学校ともに全国平均を上回る

1-3-(2) 学校給食の充実と食育の推進

【現状と課題】

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、児童生徒の朝食の欠食や偏った栄養摂取などの食生活上の問題が深刻化しています。

このような中、「学校給食」を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけることなど、食育の重要性が高まっています。食育を推進することで、現在の子どもたちが成長し、ライフステージを進んでも、崩れることのない望ましい食習慣を基本とする生活を送ることができると考えます。食育力を地域で高め、子どもたちの食生活の基盤をつくる取組を進めることが重要です。

本市では、現在11の学校給食調理施設において学校給食を提供していますが、老朽化した施設も多いことから、安全・安心な衛生的管理の徹底を図るとともに、近年の児童生徒の減少により、施設規模に応じた運用がなされず、非効率な運用がなされており、効率的な学校給食の運営が求められています。

【主な取組】

① 学校給食の充実

安全・安心な学校給食の提供のため、施設・設備の整備・充実に努めます。

(取組内容)

- ・地元の食材を使用した郷土色豊かな給食を提供する地産地消を推進するとともに、栄養バランスのとれた安全・安心で豊かな学校給食を提供します。
- ・老朽化した学校給食調理施設の施設・設備の改修（統廃合を含む）を計画的に実施します。

② 食育の推進

栄養教諭を中心として食育に関する指導の充実に努めます。

(取組内容)

- ・朝食をはじめとして食事を摂ることの大切さや、栄養バランスなどについて、児童生徒や保護者を対象とした食に関する指導を行います。
- ・保護者等にも学校給食への関心を深めていただき、学校・家庭・地域の連携により食育を推進します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	毎朝朝食を食べている児童生徒の割合	小学校 86.1%（小5） 中学校 82.6%（中2）	小学校 100% 中学校 100%

1-3-(3) 児童生徒の安全確保対策の推進**【現状と課題】**

近年、地震や大雨などの自然災害、交通事故、犯罪による被害、更には、感染症の拡大、イノシシ等により、日常生活のあらゆる場面で、多くの危険が児童生徒を取り巻いている状況にあります。地震や豪雨などの自然災害では、児童生徒が危機回避能力を身に付け、万が一のとき、自分の身は自分で守ることができるよう、支援や指導をすることが求められています。

また、不審者情報は近年増加傾向にあり、交通事故と同様に課題となっており、学校外での児童生徒の安全確保が危惧されています。このような課題を学校だけで解決することは困難であることから、保護者や地域、関係機関の協力を得ながら、課題解決に向けた取組を行う必要があります。

【主な取組】**① 防災教育の充実**

児童生徒の安全・安心への意識を高め、児童生徒の危機回避能力の育成等に向けた防災教育の充実を図ります。

(取組内容)

- ・児童生徒の安全が十分確保されるよう、学校の実態に応じた防災マニュアルの見直しや防災訓練の充実を図ります。
- ・地域の自然環境、災害や防災についての正しい知識と的確な判断を身に付け、状況に応じて適切な行動がとれるよう能力の向上を図ります。

② 防犯・交通安全教育の充実

登下校中や学校内で、児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全教育の充実を図ります。

(取組内容)

- ・各学校において、登下校時の安全指導の徹底を図るとともに、警察など関係機関と連携した防犯及び交通安全教室等を実施します。

③ 通学路の安全対策の推進

登下校中、児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれないように、通学路の安全対策を推進します。

(取組内容)

- 「上天草市通学路交通安全プログラム（平成30年度作成）」を推進し、道路管理者や警察、学校関係者等と連携し、通学路上の危険箇所の把握及び改善に取り組みます。
- 児童生徒の登下校時の安全確保のため、警察や地域と連携した見守り体制の構築を図ります。

基本方針 2 学びを支える教育環境の充実

2-1 学習指導体制の整備

2-1-1 教職員の資質と指導力の向上

【現状と課題】

教育基本法第9条や「くまもとの教職員像」に教職員の目指すべき姿が示されており、本市としても適切な研修や会議を行い、教職員の資質・能力の向上と学校としての組織力を高めることに努めています。特に、研修会においては、ワークショップ方式の形態を取ることで、研修者全てが積極的に発言できる場の確保と、研修者自身のコミュニケーション能力の育成を図ってきました。今後は、更にワークショップに用いるワークシートの工夫を行うことで、研修会の目的に合った成果をより引き出せる工夫をする必要があります。

【主な取組】

① 各種研修会の充実

各種研修会等を充実し、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。

（取組内容）

- ・ 校長会議、教頭・主幹教諭研修会、教務主任研修会、児童会生徒会担当者会議、特別支援教育研修会、養護教諭連絡会、事務職員会、市費職員研修会の充実を図ります。
- ・ 市内教育論文の募集により、研究発表の場を確保します。
- ・ 研究指定校の研究発表を実施し、指定校の取組の普及に努めます。
- ・ 小学校全教員に外国語教育の研修を行い、指導力の向上及び基礎的な運用能力の育成を図ります。

② 修養に関する校内研修の充実

教職員としての基本的資質を高めるため、修養に関する校内研修等の充実を図ります。

（取組内容）

- ・ 各種会議において、修養に関するワークショップを行い、学校の取組の参考となるように努めます。

③ 学校訪問・経営訪問の充実

学校訪問、経営訪問を通して教育活動の充実および質の高い授業改善を進めます。

（取組内容）

- ・ 学校訪問、経営訪問、校内研修推進事業、教職員指導力向上推進事業を通して、学校経営及び教育指導等の充実・改善を図り、質の高い授業を目指します。

④ 学校教育指導員による指導

学校教育指導員を配置し、教師の指導力の向上に努めます。

（取組内容）

- ・ 学校教育指導員を設置し、教職員の指導力向上に係る個別指導の充実を図ります。

2-1-(2) 働き方改革の推進

【現状と課題】

OECDや文部科学省の調査によると日本の小中学校の教職員の勤務時間は世界でも突出して長く、教職員の長時間勤務は社会問題の一つとなっています。本市でも教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教職員の勤務時間について平成29年度からコンピュータシステムを導入し、毎月各校からの報告をもとに把握してきました。令和2年4月からは市学校管理規則を改正し在校等時間の上限について定めるとともに、「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」も示してきたところです。これまでの取組により、少しずつ改善はされてきていますが、毎月の超過勤務の時間が45時間を超える教職員が、長期休業がなかった月に、30%程度いるのが現状です。

今後、子どもたちが予測不可能な未来社会を自律的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の充実は不可欠であり、学校や教職員の働き方改革は欠かせません。そのため、様々な取組を総合的に進めながら、超過勤務の解消に当たる必要があります。

【主な取組】

① 勤務時間の適正な管理

コンピュータシステムによる在校等時間の適正な管理を学校の管理職と教育委員会でを行います。

(取組内容)

- ・コンピュータシステムによる在校等時間の記録と学校の報告により、学校の管理職と教育委員会で情報の共有を図ります。
- ・対応が必要な教職員がいる場合は、個別の面談や相談・指導を行います。

② 学校訪問や経営訪問、ヒアリングの充実

学校訪問や校長ヒアリング等の機会を活用し、教職員の業務量や管理・指導、教職員の健康について、細やかに学校と情報共有します。

(取組内容)

- ・毎年行う学校総合訪問や経営訪問において、諸表簿及び業務の分担や量について点検し、管理職や関係者への聞き取りを実施します。
- ・年間4回の校長ヒアリングを実施し、教職員の業務量や健康について聞き取りを実施します。
- ・健康状態等について気になる教職員がいた場合は、学校に出向き、管理職や関係教職員に聞き取りや相談面接を行います。

③ 働き方改革の推進

各学校で進められる働き方改革を支援・推進します。

(取組内容)

- ・学習支援員や特別支援教育補助員等の人材配置の拡充に努めます。
- ・校務支援システムの運用やICT機器の導入による、教職員の事務処理や授業準備等の負担軽減を行います。
- ・各校での働き方改革の取組、また、国や県の施策や働き方改革の取組例などを積極的に紹介し、各校の働き方改革推進の支援を行います。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値(令和7年度)
(1)	月の超過勤務時間45時間以上の教職員の割合	30%	10%以下

2-2 教育環境の充実

2-2-（1） 学校施設等の整備・充実

【現状と課題】

学校施設は、教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が重要です。このため、平成25年度に、小中学校全ての校舎の耐震化工事を済ませています。また、令和元年度には、小中学校の全ての普通教室に空調設備を設置するなど、校舎等の改修を計画的に進めていますが、施設の老朽化が進行し、安全・安心な教育環境の確保が求められています。

また、児童生徒数は年々減少し、クラス替えができない学校や、複式学級を編成している学校もあり、学校の小規模化により教育活動上の様々な問題が生じることから、学校規模の適正化に向けた学校再編（統廃合）は避けられない課題です。

情報化社会の進展に伴い、これまでも学校におけるICT環境整備を進めてきましたが、令和元年に国が示した「GIGAスクール構想」の実現に向け、令和2年度に、児童生徒1人1台端末、校内ネットワーク整備を完了しました。今後は、導入したICT機器の効果的な活用が求められています。

学校図書については、全小中学校で、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」による蔵書数に達し、図書現有率は100%となっていますが、今後も計画的に図書の整備・充実を進め、学校図書の利用率を高めていく必要があります。

【主な取組】

① 安全で快適な学校づくり

児童生徒が安心・安全な学校生活を送れるよう、適切な施設マネジメントにより教育環境の質的向上を図りつつ、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めます。

（取組内容）

- ・校舎や屋内運動場の経年劣化による雨漏り等の解消、和式トイレの洋式化及び施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・学校規模適正化基本計画並びに学校施設長寿命化計画等の各種計画を勘案しつつ、改修や改築による学校施設の整備促進を図ります。

② 学校のICT環境の整備

ICTを活用した21世紀の学びにふさわしい学習環境を構築します。

（取組内容）

- ・コロナウイルス感染症対策として、校内での分散教室等による授業にICTを活用します。
- ・家庭でのオンライン学習の実現に向けた環境整備に努めます。

③ 学校図書 of 充実

計画的な学校図書 of 整備・充実を図ります。

(取組内容)

- 学校図書 of データベース化や学校図書司書 of 人的配置を充実させ、学校と協力し、学校図書 of 活用を推進します。
- 市立図書館との連携を図り、多種多様な図書 of 読書推進及び読書数 of 向上を推進します。

④ 学校規模適正化 of 推進

学校 of 小規模化が進む中で、学習環境及び教育活動、指導体制 of 充実、教育水準 of 維持向上を図る観点から、学校 of 規模適正化を推進します。

(取組内容)

- 第2期上天草市学校規模適正化基本計画（平成30年4月策定）に基づき、学校規模 of 適正化に取り組めます。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	小中学校数	小学校 11校 中学校 6校	小学校 7校 中学校 4校
(2)	学校図書貸出数（1人1月平均）	小学校 3.86冊 中学校 1.46冊	小学校 6.36冊 中学校 3.96冊

2-2-(2) 教育 of 機会均等 of 確保

【現状と課題】

離職等による困窮や生活水準 of 格差など、社会情勢 of 変化は、子どもたち of 教育環境にも大きく影響を与えています。そのような中、家庭 of 経済的状況に関わらず、すべての子どもが等しく質 of 高い教育を受けられるよう、環境を整備し、経済的支援をすることが求められています。

【主な取組】

① 安心して学習できる環境づくり

教育 of 機会均等を図るため、安心して学習できる環境を整備します。

(取組内容)

- 経済的困難を抱える児童生徒 of 保護者に対して、学用品や学校給食などの費用 of 一部を援助します。
- 能力があるにも関わらず、経済的理由によって、高校や大学等への進学が困難な生徒等を対象に、奨学金 of 無利子貸付を実施します。

2-3 家庭・地域・学校の協力体制の充実

2-3-(1) 学校と家庭や地域をつなぐ取組の充実

【現状と課題】

社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校が目指す教育を、子どもを中心に学校・家庭・地域・行政の5者で共有し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の連携・協働した取組の確立が求められています。

本市では、上天草市学校運営協議会規則を制定し、平成30年4月1日より全小・中学校で国版コミュニティ・スクールをスタートさせ、学校の運営に関し、保護者及び地域の住民等が積極的に参画することにより、その意向を学校の運営に反映させ、「地域とともにある学校づくり」の実現を目指しています。

また、各学校では、地域や保護者・児童生徒の信頼と期待に応えるために、特色ある学校づくりに努めており、今後、地域人材を活用した体験的な学習や保育園・小学校・中学校・高等学校の連携による取組の推進を図る必要があります。

【主な取組】

① 保・小・中・高連携の推進

保育園・小学校・中学校・高等学校が連携して、将来の上天草市を担う子どもたちを系統的に育む取組を推進します。

（取組内容）

- ・研修会や会議等を通して、連携の意義や重要性を啓発します。
- ・各中学校を中心とした連絡会の充実に努めます。
- ・「幼・保・小・中連携カリキュラム」を作成し、育む子ども像を共有し、共通実践事項や系統的な教育活動を確認しながら取組を進めます。

② 学校評価の充実

学校の教育活動や学校運営の改善に資するために、「上天草市学校評価システム」の充実に努めます。

（取組内容）

- ・上天草市学校評価を実施し、自己評価や学校関係者評価の評価結果の公表や説明を全小中学校で実施します。
- ・「上天草市学校評価システム」を活用し、市の取組重点項目の推進状況の把握や、点検・検証に努めます。
- ・各学校から評価結果の報告を求め、支援や条件整備等の改善に努めます。

③ 学校運営協議会の体制づくりと取組の充実

国版コミュニティ・スクールを全小・中学校で組織し、「地域とともにある学校づくり」の実現を目指します。

（取組内容）

- ・学校の運営方針に関する保護者や地域へ情報発信を推進します。
- ・学校運営に関して協議会を通じて地域等の意見を取り入れ、地域等の協力を得ながら協議会の活性化を推進します。

④ 地域の教育資源の活用

地域人材や伝統・文化資源等の学校教育活動への有効活用を推進するとともに、体験活動等の充実に努めます。

(取組内容)

- 各地域の人材を活用した、教育活動や体験活動等の充実に努めます。
- 各地域の伝統・文化資源、また特産品等を活用し、学習の深化を図るとともに、地域を知り、地域を大切にすることを育みます。

⑤ あいさつ運動の推進

あいさつ運動を推進し、明るくやさしい街づくりを目指します。

(取組内容)

- 各小中学校の児童会・生徒会の活動や、地域と協働したあいさつ運動の推進を支援します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	「保・小・中連携カリキュラムの見直しや活用について等、中学校区で会議や研修を積極的に実施している」と回答した小中学校の割合	66.6%	100%
(2)	「学校は、家庭や地域と連携協力しながら教育活動を進めていると思う（4段階の4）」と回答した学校関係者の割合（市学校評価システム）	65.4%	80%以上
(3)	「子どもはあいさつがきちんできてきていると思う（4段階の4）」と回答した学校関係者の割合（市学校評価システム）	46.9%	80%以上

【生涯学習の充実と地域文化・スポーツ文化の振興】

基本方針3 生涯学習の推進による地域活性化

3-1 生涯学習の充実

3-1-1 生涯学習の推進

【現状と課題】

生涯学習においては、市民ニーズが年々多様化しており、ニーズを的確に捉えて講座等を運営することが困難となっていることから、今後は、各活動からリーダーとなる人を育成し、市民が主体となる活動への転換を図ることが必要となっています。

また、生涯学習活動の成果を活かした地域の活性化や学校の支援、家庭教育の支援等への展開が期待されています。

【主な取組】

① 家庭教育の推進

家庭教育への支援の充実を図ります。

(取組内容)

- ・家庭教育を支援するため、学校等で開催される親の学び講座へトレーナーを派遣します。

② 青少年健全育成の推進

青少年が健やかに成長できるよう、青少年健全育成事業の推進を図ります。また、青少年が地域社会の中で自主的・主体的に成長していけるよう、社会活動やボランティア等の体験・交流機会の充実を図ります。

(取組内容)

- ・上天草市青少年育成市民大会を開催します。
- ・上天草市子ども会連絡協議会への支援を行います。
- ・たまり場補導を行います。
- ・青少年に対しボランティア活動や自然体験活動等の機会を提供します。

③ 地域学校協働活動の推進

より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域と学校が連携・協働した地域学校協働活動を推進します。

(取組内容)

- ・地域住民等による郷土学習などの授業支援、学校の環境整備や児童生徒の登下校の見守りなど、地域と学校との連携・協働による活動を推進するため、各学校区に地域学校協働活動推進員を配置するとともに、地域学校協働活動を推進する組織として地域学校協働本部を設置します。

④ 公民館や市立図書館の充実

市民の生涯学習活動を推進するため、生涯学習活動の核となる中央公民館や、地域の生涯学習及び交流の拠点となる地区公民館の充実を図ります。

また、市立図書館について、市民の自主的・自発的な学習活動を支える拠点の一つとして、蔵書等の図書資料を充実させるとともに、各種講座の開催等を推進します。

(取組内容)

- ・本市の生涯学習活動の中心となる中央公民館について、市民により良い学習機会を提供するため、いきいき成人大学や公民館講座を実施します。
- ・地区公民館については、地域と連携した管理・運営体制の充実を図るとともに、市民の身近な学習や交流の場としての利用促進を図ります。
- ・図書館については、図書資料の充実や図書館サービスの充実を図るとともに、読み聞かせ教室等の各種講座や読書マラソン等のイベントを実施します。

⑤ 社会教育施設の整備

図書館等を活用した地域の学びと交流拠点の充実を図るとともに、地域の歴史資産の調査・研究・保存・発信を行う施設の整備を行います。

(取組内容)

- ・天草四郎公園の敷地内に図書館を中心に歴史資料の展示スペースや交流スペースを併せもつ施設を建設します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	親の学び講座の参加者数	2,151人	2,300人
(2)	青少年のボランティア・体験活動参加者数	680人	750人
(3)	地域ボランティア参加者数	15,572人	17,000人
(4)	中央公民館主催事業延べ参加者数	628人	700人
(5)	市立図書館での図書貸出冊数	51,851冊	120,000冊

3-1-(2) 人権教育の推進

【現状と課題】

市民が正しい人権意識を持ち、基本的な人権を守り、互いに尊重し、共生する社会づくりを図ることを目的として、人権講演会や人権講話を行っていますが、人権講演会等への若い世代の参加者が少ないことや、感染症等の流行による新たな人権問題が課題として挙げられます。

【主な取組】

① 人権講演会の実施

幅広い世代の市民に関心を抱いてもらえるように、周知方法や講師選定を見直し、参加者の増加を図ります。

(取組内容)

- 人権講演会でアンケート調査を実施し、調査結果を次年度の講演内容等の検討に活用します。
- 広報やSNS等で人権講演会の周知を行い、幅広い世代の市民に周知を行います。

② 人権講話（出前講座）の実施

新たに発生する人権問題にも適切に対応しながら、人権講話の充実を図り、人権教育及び人権啓発に努めます。

(取組内容)

- 人権教育指導員を活用した人権講話（出前講座）を学校や各種団体等で実施するとともに、広報等で周知を行い人権教育及び人権啓発を推進します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	人権講演会の40代以下の参加者割合	3.7%	10%
(2)	人権講話の参加者数	854人	2,000人

基本方針 4 個性豊かな地域文化の振興

4-1 地域文化の振興

4-1-1 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

市民が文化に触れあう機会が少ないことや、文化芸術活動を推進する団体の高齢化等により郷土資料や郷土芸能の次世代への継承が課題となっています。

【主な取組】

① 文化芸術公演等に触れる機会の提供

児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな創造力や情操を養うために、優れた舞台芸術に直接触れる機会を提供します。

（取組内容）

- ・市内小中学校で「いきいき芸術体験教室」が開催できるように支援を行います。

② 文化芸術活動の支援

本市の文化芸術活動の活性化を図るため、各種文化芸術団体に対して継続的な支援を行うとともに、市民の文化芸術への関心を高める活動の支援を行います。

（取組内容）

- ・広く市民が文化芸術活動を享受できる事業、市民や団体構成員の資質向上、文化芸術活動推進の啓発を図る目的で実施される事業、伝統文化継承団体を支援する事業へ補助金を交付し、文化芸術活動の支援を行います。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	いきいき芸術体験教室参加者数	576人	600人
(2)	伝統文化継承団体数	11団体	13団体

4-1-2 歴史資産の調査・研究・保存・発信

【現状と課題】

地域の歴史資産の調査・研究を行う体制が整っていないことから、市の文化財や歴史について積極的な保存・発信ができていないため、市の文化財や歴史に興味を持っている人が少ないことが課題となっています。

地域に残る歴史資産のうち、特に重要なものが文化財ですが、少子高齢化や人口減少、市民のライフスタイルの変化などの影響で、これまで地域のコミュニティが担っていた保護や継承が難しくなり、衰亡や消失の危険があるものが存在しています。そのため、市が文化財の保護のために積極的な役割を担う必要性が生じています。

また、市の歴史資料等の調査・研究・保存・発信を行うための施設整備が急務となって

います。

【主な取組】

① 地域の歴史や文化財の調査・研究・保存

市内に残る歴史資産の発見に努め、専門的な調査・研究に必要な体制と施設等の整備を行い、適切な保存を図ります。

（取組内容）

- 学芸員の資格を持つ文化財専門職員を配置し、市の文化財や歴史を調査・研究し、記録した史料を後世に残す取組を行います。
- 市にとって重要な文化財が発見された場合は、文化財指定に向けて取り組みます。
- 指定文化財の所有者・管理者・地域と協力して、適切な保存を行います。
- 歴史資料等の展示スペースや調査・研究・保存を行うスペースを備えた施設の整備を行います。

② 地域の歴史や文化財の情報発信・活用

市民が地域の文化財や歴史に親しみを持ち、保護や継承に意識を向けることを目的として、文化財を活用する事業を行い、積極的な情報発信に努めます。

（取組内容）

- 市史（姫戸町・龍ヶ岳町編）を発刊します。
- 本市の歴史や文化財についての出前講座や自主講座を行います。
- 地域の文化財に実際にふれるイベントを実施します。
- 市の文化財に関連する他地域の文化財の紹介または展示などを行い、市の歴史や文化財と他地域との関係に接する機会を提供します。
- 市ホームページや広報等を活用して、文化財に関する情報を発信します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	上天草市の文化財や歴史について学びたいと思う割合（市民意識調査）	37.2%	50%
(2)	出前講座および自主研修の参加者数	240人	300人

基本方針 5 スポーツ文化の振興による地域の活性化

5-1 スポーツ機会の充実

5-1-1 (1) スポーツ活動の推進

【現状と課題】

本市は、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等、各スポーツ関係団体の活動や行政との連携により、いつでもどこでも誰でも市民がスポーツを楽しめる環境が維持できています。しかしながら、人口減少並びに少子高齢化によりスポーツに関連するコミュニティの規模が小さくなるとともに、小学校運動部活動の社会体育移行による子供たちのスポーツ離れが懸念されています。

本市が実施している市民意識調査では、月に数回以上運動・スポーツを行っている人の割合は33%と低く、ほとんど行っていない人の割合が58%と市民の半数以上が取り組んでいない結果となっており、市民の心身の健全な発育発達や健康・体力の低下が危惧され、運動・スポーツに取り組む市民の拡大が課題となっています。

【主な取組】

① スポーツの普及と推進

総合型地域スポーツクラブをはじめとした各スポーツ団体の活性化を図ります。

（取組内容）

- ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ・スポーツ指導者及びリーダーの拡大及び育成を強化します。

② 子どものスポーツ人口の拡大と体力向上

小学校運動部活動の社会体育移行団体の拡充を図るとともに、子どものスポーツへの関心を高めます。

（取組内容）

- ・プロスポーツ選手等によるスポーツ教室を開催します。
- ・各種スポーツ大会を開催・支援します。

③ 体育協会等と連携した競技スポーツの推進

市民のスポーツ人口の拡大及び競技力の向上を図ります。

（取組内容）

- ・県民体育祭及び熊日駅伝大会等へ出場する選手の強化を支援します。
- ・各スポーツ協会の活動を支援します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	総合型地域スポーツクラブ会員数	705人	1,000人
(2)	月に数回以上、運動・スポーツを行っている人の割合	33%	50%

5-1-(2) スポーツ施設の活用と整備

【現状と課題】

本市のスポーツ活動における重要施設の一つである松島総合運動公園については、ここ数年でテニスコート、サッカー場、体育館の冷暖房設備と施設を充実しました。当施設を拠点に市内 14 の社会体育施設の利用拡大を図り、総合型地域スポーツクラブや各スポーツ団体の支援や各種スポーツ大会及びスポーツ合宿の増加を目指した施策に取り組んできました。しかしながら、ほとんどの社会体育施設が築 20 年以上を経過しており、老朽化によるスポーツ活動への支障が危惧されます。本市の公共施設等総合管理計画アクションプランでは、施設を 70 年間使用することを基本としており、施設の長寿命化を図るため、各施設の保全計画を策定する必要があります。

また、施設の利用者が減少傾向にあるため、維持管理に加え利用しやすい環境整備や、市外利用者の拡大も強化する必要があります。

【主な取組】

① スポーツ施設の利用拡大

施設予約等の手続きの利便性の改善やスポーツ合宿の誘致等により、新規施設利用者（団体）の拡大を図ります。

（取組内容）

- ・県内外の学校等へスポーツ合宿PRを行います。
- ・全体育施設の予約システムの構築を図ります。

② スポーツ施設の整備

社会体育施設の長寿命化を図るため適切な施設マネジメントを行い、改修整備を計画的に進めます。

（取組内容）

- ・社会体育施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。

【目指す成果指標】

	指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
(1)	体育施設利用者数	63,360 人	70,000 人
(2)	スポーツ合宿利用団体数	60 団体	100 団体

第4章 計画の推進

本計画を推進するため、次のことに留意します。

1 関係機関等との連携・協力

学校、家庭、地域、行政が連携・協力し、計画の実現に向けて取り組みます。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的かつ確実に実施するため、計画・実行・評価・改善サイクル（PDCAサイクル）により、定期的かつ適切な進捗管理を行います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年度、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表します。

3 計画の見直し

計画期間中であっても、教育制度の見直し等により教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、必要に応じ計画内容の見直しを行います。